

指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 3 項に該当したため、下記のとおり指名停止とします。

記

1 指名停止理由

該当者が、民間企業等が発注する損害保険契約において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 6 年 1 0 月 3 1 日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。

2 指名停止業者

	業者名	住所	業者番号
1	損害保険ジャパン株式会社 愛知東支店 支店長 桃井 直人	豊橋市白河町 8	2001057902
2	あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社 三河支店豊橋支社 支社長 鈴木 隆史	豊橋市大手町 9 2 あいおい ニッセイ同和損保豊橋ビル 3 階	2001058211
3	東京海上日動火災保険株式会社 三河支店 三河支店長 三浦 時子	豊橋市白河町 8 5 - 2	2001031804

1, 2, 3 の業者について(排除措置命令及び課徴金減免制度の適用)

「蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 3 項及び課徴金減免制度の適用のため第 5 条第 3 項に該当。

3 指名停止期間

1, 2, 3 番の業者 3 か月 令和 6 年 1 1 月 1 3 日 ～ 令和 7 年 2 月 1 2 日